

I はじめに

長引く経済不況に伴う景気低迷、不安定な雇用情勢や労働環境の中、地方公共団体等が発注する工事及び業務委託等において、過度な競争に伴うダンピング受注により労働者賃金が抑制されるなど、労働者を取り巻く環境の悪化が社会問題となった。

このような状況の下、平成 22 年 2 月に千葉県野田市で、公契約による事業で働く労働者に支払うべき賃金の最低基準を受注者に義務づける「公契約条例」が全国で初めて施行され、その後平成 30 年 4 月までに全国で 44 の地方公共団体が条例制定を行っている。

庄原市では、これまで条件付一般競争入札や最低制限価格制度の導入、総合評価方式の実施など様々な入札制度改革を行い、適正価格による発注、受注の構築に努めてきたところであるが、平成 27 年 3 月、市議会において公契約制度の検討も含めた公契約条例の制定を求める決議がなされた。

本検討委員会は、こうした現状を踏まえて、今後の庄原市における適正な公契約制度のあり方と公契約条例制定の必要性、実効性について、幅広い観点から改めて研究・検討を行うため設置された委員会であり、平成 29 年 8 月から 7 回にわたる委員会において、国・県・庄原市における公契約の実態把握、公契約関係者からの意見聴取、先例地視察やアンケートによる調査・研究等を通じて、慎重に論議を重ねてきた。

この度、庄原市における公契約の条例及び制度に関する検討結果をまとめたので、ここに報告するものである。